

判決要旨

平成27年3月25日(水)午後1時30分 判決言渡し

平成26年(行ケ)第4号 選挙無効請求事件

原 告

外24名

被 告 福岡県選挙管理委員会
佐賀県選挙管理委員会
長崎県選挙管理委員会
熊本県選挙管理委員会
大分県選挙管理委員会

【判決主文】

- 原告らの請求をいずれも棄却する。ただし、平成26年12月14日に行われた衆議院議員選挙の小選挙区福岡県第1区ないし第11区、佐賀県第1区及び第2区、長崎県第1区ないし第4区、熊本県第1区ないし第5区、大分県第1区ないし第3区における選挙は、いずれも違法である。
- 訴訟費用は、被告らの負担とする。

【事案の概要】

本件は、平成26年12月14日に施行された衆議院議員総選挙（本件選挙）について、それぞれ小選挙区福岡県第1区ないし第11区、佐賀県第1区及び第2区、長崎県第1区ないし第4区、熊本県第1区ないし第5区、大分県第1区ないし第3区（本件各選挙区）の各選挙人である原告らが、衆議院小選挙区選出議員の選挙（本件小選挙区選挙）の選挙区割りに関する公職選挙法の規定（本件区割規定）は憲法に違反し無効であるから、これに基づき施行された本件選挙の本件各選挙区における選挙も無効であると主張して、公職選挙法204条に基づき提起した選挙無効訴訟である。

【裁判所の判断】

1 選挙制度と投票価値の平等について

(1) 憲法14条1項の規定は、議員の選出における各選挙人の投票の有する影響力の平等、すなわち投票価値の平等を要求しているものと解すべきである。

他方、投票価値の平等は、選挙制度の仕組みを決定する絶対の基準ではなく、国会が正当に考慮することのできる他の政策的目的ないし理由との関連において調和的に実現されるべきものであるところ、国会の両議院の議員の選挙については、憲法上、議員の定数、選挙区、投票の方法その他選挙に関する事項は法律で定めるべきものとされ（43条2項、47条）、選挙制度の仕組みの決定について国会に広範な裁量が認められている。すなわち、国会が選挙制度の仕組みについて具体的に定めたところが、上記のような基本的な要請や法の下の平等などの憲法上の要請に反するため、上記の裁量権を考慮してもなおその限界を超えており、これを是認することができない場合に、初めてこれが憲法に違反することになるものと解される。

(2) もっとも、衆議院は、その機能、議員の任期及び解散制度の存在等に鑑み、常に的確に国民の意思を反映するものであることが求められていることからすれば、衆議院議員の選挙につき多数の選挙区を設けてこれに議員定数を配分するについて、議員1人当たりの選挙人数又は人口ができる限り平等に保たれることが最も重要かつ基本的な基準とされるのであり、このような趣旨からすれば、人口比例に基づく選挙を原則とし、できる限り投票価値の平等を確保することは、憲法上の要請であると解するのが相当である。

2 本件区割規定の憲法適合性について

(1) 本件区割規定は、平成23年大法廷判決（最高裁平成22年（行ツ）第207号同23年3月23日大法廷判決・民集65巻2号755頁）において憲法の投票価値の平等に反する状態にあると判断された平成24年改正法（平成24年11月16日に成立した衆議院小選挙区選出議員の選挙区間に

おける人口較差を緊急に是正するための公職選挙法及び衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部を改正する法律)による改正前の旧区割規定及び旧選挙区割りについて、1人別枠方式を定めた旧区画審設置法3条2項の規定の削除と選挙区間の人口較差を2倍未満に抑えるための0増5減による定数配分の見直し等を内容とする平成25年改正法(平成25年6月24日に成立した衆議院小選挙区選出議員の選挙区間における人口較差を緊急に是正するための公職選挙法及び衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部を改正する法律の一部を改正する法律)により改正された後のものである。しかしながら、平成25年改正法による本件区割規定については、上記0増5減による定数削減の対象とされた県以外の都道府県については、1人別枠方式によって配分された定数が維持されており、なお今後の人口変動により再び較差が2倍以上の選挙区が出現し増加する蓋然性が高いと想定されるなど、1人別枠方式の構造的な問題が最終的に解決されているとはいえないことは平成25年大法廷判決(最高裁平成25年(行ツ)第209号ないし第211号同25年11月20日大法廷判決・民集67巻8号1503頁)が指摘するところである。そうすると、本件選挙は平成25年改正法の下で行われたとはいえ、平成23年大法廷判決及び平成25年大法廷判決によりその立法時の合理性が失われ、投票価値の平等と相容れないものと判断された前記1人別枠方式の構造的な問題が最終的に解決されていない以上、それ自体、憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至っていたものといわざるを得ない。

そして、本件選挙当時、本件選挙の小選挙区選挙における議員1人当たりの登録有権者数の較差は、その最少の宮城県第5区と最多の東京都第1区との間では1対2.129であり、宮城県第5区と比べて較差が2倍以上となっている選挙区は13選挙区に及んでいるところである。本件選挙時におけるこのような事態は、憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至っていたものというべきである。

(2) 憲法上要請される合理的な是正期間は、投票価値の平等に反する状態が生じた時点から起算すべきものと解されるところ、国会において上記の状態にあると認識し得たのは平成23年大法廷判決言渡し時の平成23年3月23日と認めるのが相当である。そして、前記のとおり平成25年改正法は1人別枠方式の構造的な問題を最終的に解決するものではない以上、上記改正法をもってしても憲法の投票価値の平等の要求に反する状態は継続しているというべきであるから、憲法上要求される合理的期間の起算点は、依然平成23年3月23日であると解するのが相当である。

そこで、平成23年3月23日から本件選挙までの間の国会の投票価値の較差の是正に向けた取組について検討すると、①平成23年3月23日の平成23年大法廷判決言渡しから本件選挙までに約3年8か月が経過していること、②その間、前記のとおりの数次にわたる公職選挙法の改正にもかかわらず投票価値の平等に反する状態が依然解消していないこと、③平成25年改正法もそれにより平成22年国勢調査の結果による選挙区間の人口の最大較差は1.998倍に縮小されたとはいえ、平成25年大法廷判決が判示するとおり、全体として区画審設置法3条の趣旨に沿った選挙制度の整備が十分に実現されているとはいえず、今後の人口変動により再び較差が2倍以上の選挙区が出現し増加する蓋然性が高いと想定されるなど、前記1人別枠方式の構造的な問題が最終的に解決されていないこと、④実際に、投票価値の較差是正のために行われた平成25年改正法によっても、本件選挙時の議員1人当たりの選挙人数の最大較差が2.129と前回選挙から大幅に改善されたとはいえず、本件選挙時には13にも及ぶ選挙区において較差が2倍以上となり、上記③の想定どおりとなっており、是正が不十分であることが明らかとなっていることが認められる。そして、前記のとおり憲法の保障する投票価値の平等の内容が可能な限り人口比例選挙を実現すべきものと理解するところからすれば、これまでの国会の取組は、結局のところ選挙区間の人

人口較差を2倍以内とすることに終始しており、平成23年大法廷判決の趣旨を踏まえた立法裁量権の行使として相当なものではなかったといわざるを得ない。そうすると、たとえ、投票価値の是正のためには定数の削減等国会における合意の形成が容易な事柄ではないこと、憲法の予定している司法権と立法権との関係を考慮しても、本件選挙時にはすでに憲法上要求される合理的期間を超過しているものといわざるを得ない。

したがって、本件区割規定なし本件選挙区割りは、本件選挙当時、憲法の保障する投票価値の平等に反し、違憲であったというべきである。

3 本件選挙の効力について

平成23年大法廷判決によって、国会は旧区割規定の下での選挙区間の較差が憲法が保障する投票価値の平等に反する状態にあることが示され、同判決を踏まえて平成24年改正法及び平成25年改正法を成立させたものの、依然投票価値に平等に反する状態にあったにもかかわらず、本件選挙が施行されるに至った経過は看過することができない。

しかしながら、国会において、これらの数次の公職選挙法の改正に加えて、平成25年大法廷判決をも踏まえて、1人別枠方式の完全な廃止と定数削減をも視野に入れた人口変動の影響を受けにくい定数配分の是正に向けて選挙制度調査会における議論を重ね、本来の衆議院議員の任期満了時である平成28年12月を目処に答申を行うとの対応を示していること、平成27年実施予定の国勢調査の結果等を踏まえた区割審による選挙区割りの改定案の勧告やこれに基づく新たな選挙区割りを定める法改正も予想されるところであることからすれば、今後、選挙区割りを憲法が要求している投票価値の平等にかなったものには是正していくことがなお期待できるところである。このような国会の対応を尊重し、本件選挙の効力を無効としないことは、憲法の予定している司法権と立法権との関係に沿うものであるし、平成25年大法廷判決が前回選挙が投票価値の平等に反する状態であったが、合理的期間内のは是正されなかつたとはい

えないとしてなお合憲と判断したことからして、定数配分の是正に向けていわば猶予期間を設けることも許容されるべきものというべきである。

その他諸般の事情を併せ考慮すると、本件は、一般的な法の基本原則に従い、本件選挙が憲法に違反する選挙区割規定に基づいて行われた点において違法である旨を判示し、主文において本件選挙の違法を宣言するにとどめるのが相当である。

4 結論

原告らの請求は、本件選挙を違法とする主張については理由があるものの、本件の諸般の事情を総合的に考慮すると、本件選挙自体はこれを無効としないこととするのが相当である。よって、事情判決の制度の基礎に存する一般的な法の基本原則を適用して、原告らの請求を棄却した上で、本件選挙が違法であることを主文において宣言することとし、訴訟費用については、行政事件訴訟法7条、民事訴訟法64条ただし書を適用して、主文のとおり判決する。